

### 出エジプト記<sup>23</sup>

10 あなたは六年のあいだ、地に種をまき、その産物を取り入れることができる。  
11 しかし、七年目には、これを休ませて、耕さずに置かなければならない。そうすれば、あなたの民の貧しい者がこれを食べ、その残りは野の獣が食べることができ  
る。あなたのぶどう畑も、オリブ畑も同様にしなければ  
ならない。  
12 あなたは六日のあいだ、仕事をし、七日目には休まなければ  
ならない。これはあなたの牛および、ろばが休み  
を得、またあなたのはしための子および寄留の他国人  
を休ませるためである。  
13 私が、あなたがたに言ったすべての事に心を留めな  
さい。他の神々の名を唱えてはならない。また、これ  
をあなたのくちびるから聞えさせてはならない。

### 出エジプト記<sup>23</sup>

14 あなたは年に三度、私のために祭を行わなければならない。  
15 あなたは種入れぬパンの祭を守らなければならない。私  
が、あなたに命じたように、アビブの月の定めの際に  
七日のあいだ、種入れぬパンを食べなければならない  
。それはその月にあなたがエジプトから出たからで  
ある。だれも、むなし手で私の前に出てはならない。  
16 また、あなたが畑にまいて獲た物の勤労の初穂をささげ  
る刈入れの祭と、あなたの勤労の実を畑から取り入れ  
る年の終りに、取入れの祭を行わなければならない。  
17 男子はみな、年に三度、主なる神の前に出なければならない。  
18 あなたは私の犠牲の血を、種を入れたパンと共にささげ  
てはならない。また、私の祭の脂肪を翌朝まで残して  
置いてはならない。  
19 あなたの土地の初穂の最も良い物を、あなたの神、主の  
家に携えてこなければならない。あなたは子やぎを、  
その母の乳で煮てはならない。

### 出エジプト記<sup>34</sup>

18 あなたは種入れぬパンの祭を守らなければならない。す  
なわち、私があるに命じたように、アビブの月の定  
めの時に、七日のあいだ、種入れぬパンを食べなけれ  
ばならない。あなたがアビブの月にエジプトを出たか  
らである。  
19 すべて初めに生れる者は、私のものである。すべてあな  
たの家畜のういごの雄は、牛も羊もそうである。  
20 ただし、ろばのういごは小羊であがなわなければなら  
ない。もしあがなわれないならば、その首を折らなけれ  
ばならない。あなたのむすこのうちのういごは、みなあ  
がなわなければならない。むなし手で私の前に出ては  
ならない。  
21 あなたは六日のあいだ働き、七日目には休まなければな  
らない。耕し時にも、刈入れ時にも休まなければならない。  
22 あなたは七週の祭、すなわち小麦刈りの初穂の祭を行わ  
なければならない。また年の終りに取り入れの祭を行  
わなければならない。  
23 年に三度、男子はみな主なる神、イスラエルの神の前に  
出なければならない。  
24 私は国々の民をあなたの前から追い払って、あなたの境  
を広くするであろう。あなたが年に三度のぼって、あ  
なたの神、主の前に出る時には、だれもあなたの国を  
侵すことはないであろう。  
25 あなたは犠牲の血を、種を入れたパンと共に供えてはな  
らない。また過越の祭の犠牲を、翌朝まで残して置い  
てはならない。  
26 あなたの土地の初穂の最も良いものを、あなたの神、主  
の家に携えてこなければならない。あなたは子やぎを  
その母の乳で煮てはならない。



### レビ記 23

1 主はまたモーセに言われた、  
 2 「イスラエルの人々に言いなさい、『あなたがたが、ふれ示して聖会とすべき主の定め祭は次のとおりである。これらは私の定め祭である。  
 3 六日の間は仕事をしなければならない。第七日は全き休みの安息日であり、聖会である。どのような仕事もしてはならない。これはあなたがたのすべてのすまいにおいて守るべき主の安息日である。』」

### レビ記 23

4 その時々、あなたがたが、ふれ示すべき主の定め祭なる聖会は次のとおりである。  
 5 正月の十四日の夕は主の過越の祭である。  
 6 またその月の十五日は主の種入れぬパンの祭である。あなたがたは七日の間は種入れぬパンを食べなければならない。  
 7 その初めの日に聖会を開かなければならない。どんな労働もしてはならない。  
 8 あなたがたは七日の間、主に火祭をささげなければならない。第七日には、また聖会を開き、どのような労働もしてはならない。』」

### レビ記 23

9 主はまたモーセに言われた、  
 10 「イスラエルの人々に言いなさい、『私が与える地にはいつて穀物を刈り入れるとき、あなたがたは穀物の初穂の束を、祭司のところへ携えてこなければならぬ。』」  
 11 彼はあなたがたの受け入れられるように、その束を主の前に揺り動かすであろう。すなわち、祭司は安息日の翌日に、これを揺り動かすであろう。  
 12 またその束を揺り動かす日に、一歳の雄の小羊の全きものを燔祭として主にささげなければならない。  
 13 その素祭には油を混ぜた麦粉十分の二エパを用い、これを主にささげて火祭とし、香ばしいかおりとしなければならない。またその灌祭には、ぶどう酒一ヒンの四分の一を用いなければならない。  
 14 あなたがたの神にこの供え物をささげるその日まで、あなたがたはパンも、焼麦も、新穀も食べてはならない。これはあなたがたのすべてのすまいにおいて、代々ながく守るべき定めである。

### レビ記 23

15 また安息日の翌日、すなわち、燔祭の束をささげた日から満七週を数えなければならない。  
 16 すなわち、第七の安息日の翌日までに、五十日を数えて、新穀の素祭を主にささげなければならない。  
 17 またあなたがたのすまいから、十分の二エパの麦粉に種を入れて焼いたパン二個を携えてきて燔祭としなければならない。これは初穂として主にささげるものである。』」

### レビ記 23

18 あなたがたはまたパンのほかに、一歳の全き小羊七頭と、若き雄牛一頭と、雄羊二頭をささげなければならない。すなわち、これらをその素祭および灌祭とともに主にささげて燔祭としなければならない。これは火祭であつて、主に香ばしいかおりとなるであろう。  
 19 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげ、一歳の小羊二頭を酬恩祭の犠牲としてささげなければならない。  
 20 そして祭司はその初穂のパンと共に、この二頭の小羊を主の前に燔祭として揺り動かさなければならない。これらは主にささげる聖なる物であつて、祭司に帰するであろう。  
 21 あなたがたは、その日にふれ示して、聖会を開かなければならない。どのような労働もしてはならない。これはあなたがたのすべてのすまいにおいて、代々ながく守るべき定めである。  
 22 あなたがたの地の穀物を刈り入れるときは、その刈入れにあつて、畑のすみずみまで刈りつくしてはならない。またあなたの穀物の落ち穂を拾ってはならない。貧しい者と寄留者のために、それを残しておかなければならない。私はあなたがたの神、主である。』」

### レビ記 23

23 主はまたモーセに言われた、  
 24 「イスラエルの人々に言いなさい、『七月一日をあなたがたの安息の日とし、ラッパを吹き鳴らして記念する聖会としなければならない。』」  
 25 どのような労働もしてはならない。しかし、主に火祭をささげなければならない。』」

### レビ記 23

26 主はまたモーセに言われた、  
 27 「特にその七月の十日は贖罪の日である。あなたがたは聖会を開き、身を悩まし、主に火祭をささげなければならない。』」  
 28 その日には、どのような仕事もしてはならない。これはあなたがたのために、あなたがたの神、主の前にあがないをなすべき贖罪の日だからである。  
 29 すべてその日に身を悩まさない者は、民のうちから断たれるであろう。  
 30 またすべてその日にどのような仕事をして、その人を私は民のうちから滅ぼし去るであろう。  
 31 あなたがたはどのような仕事もしてはならない。これはあなたがたのすべてのすまいにおいて、代々ながく守るべき定めである。  
 32 これはあなたがたの全き休みの安息日である。あなたがたは身を悩まさない。またその月の九日の夕には、その夕から次の夕まで安息を守らなければならない。』」



レビ記<sup>23</sup>

<sup>33</sup>主はまたモーセに言われた、

<sup>34</sup>「イスラエルの人々に言いなさい、『その七月の十五日は仮庵の祭である。七日の間、主の前にそれを守らなければならぬ。』」

<sup>35</sup>初めの日に聖会を開かなければならぬ。どのような労働もしてはならぬ。

<sup>36</sup>また七日の間、主に火祭をささげなければならない。八日目には聖会を開き、主に火祭をささげなければならない。これは聖会の日であるから、どのような労働もしてはならぬ。

<sup>37</sup>これらは主の定め祭であつて、あなたがたがふれ示して聖会とし、主に火祭すなわち、燔祭、素祭、犠牲および灌祭を、そのささぐべき日にささげなければならない。

<sup>38</sup>このほかに主の安息日があり、またほかに、あなたがたのささげ物があり、またほかに、あなたがたのもろもろの誓願の供え物があり、またそのほかに、あなたがたのもろもろの自発の供え物がある。これらは皆あなたがたが主にささげるものである。

<sup>39</sup>あなたがたが、地の産物を集め終つたときは、七月の十五日から七日のあいだ、主の祭を守らなければならぬ。すなわち、初めの日にも安息をし、八日目にも安息をしなければならない。

<sup>40</sup>初めの日に、美しい木の実と、なつめやしの枝と、茂つた木の枝と、谷のはこやなぎの枝を取つて、七日の間あなたがたの神、主の前に楽しまなければならない。

<sup>41</sup>あなたがたは年に七日の間、主にこの祭を守らなければならない。これはあなたがたの代々ながく守るべき定めであつて、七月にこれを守らなければならない。

<sup>42</sup>あなたがたは七日の間、仮庵に住み、イスラエルで生れた者はみな仮庵に住まなければならない。

<sup>43</sup>これは私がイスラエルの人々をエジプトの国から導き出したとき、彼らを仮庵に住ませた事を、あなたがたの代々の子孫に知らせるためである。私はあなたがたの神、主である。」

<sup>44</sup>モーセは主の定め祭をイスラエルの人々に告げた。



## 民数記28

- 1 主はモーセに言われた、
- 2 「イスラエルの人々に命じて言いなさい、『あなたがたは香ばしいかおりとして私にささげる火祭、すなわち、私の供え物、私の食物を定めの際に私にささげることを怠ってはならない』。
- 3 また彼らに言いなさい、『あなたがたが主にささぐべき火祭はこれである。すなわち一歳の雄の全き小羊二頭を毎日ささげて常燔祭としなければならぬ。
- 4 すなわち一頭の小羊を朝にささげ、一頭の小羊を夕にささげなければならぬ。
- 5 また麦粉一エパの十分の一に、砕いて取った油一ヒンの四分の一を混ぜて素祭としなければならぬ。
- 6 これはシナイ山で定められた常燔祭であつて、主に香ばしいかおりとしてささげる火祭である。
- 7 またその灌祭は小羊一頭について一ヒンの四分の一をささげなければならぬ。すなわち聖所において主のために濃い酒をそいで灌祭としなければならぬ。
- 8 夕には他の一頭の小羊をささげなければならぬ。その素祭と灌祭とは朝のものと同じようにし、その小羊を火祭としてささげ、主に香ばしいかおりとしなければならぬ。

## 民数記28

- 9 また安息日には一歳の雄の全き小羊二頭と、麦粉一エパの十分の二に油を混ぜた素祭と、その灌祭とをささげなければならぬ。
- 10 これは安息日ごとの燔祭であつて、常燔祭とその灌祭とに加えるべきものである。

## 民数記28

- 11 またあなたがたは月々の第一日に燔祭を主にささげなければならぬ。すなわち若い雄牛二頭、雄羊一頭、一歳の雄の全き小羊七頭をささげ、
- 12 雄牛一頭には麦粉一エパの十分の三に油を混ぜたものを素祭とし、雄羊一頭には麦粉一エパの十分の二に油を混ぜたものを素祭とし、
- 13 小羊一頭には麦粉十分の一に油を混ぜたものを素祭とし、これを香ばしいかおりの燔祭として主のために火祭としなければならぬ。
- 14 またその灌祭は雄牛一頭についてぶどう酒一ヒンの二分の一、雄羊一頭について一ヒンの三分の一、小羊一頭について一ヒンの四分の一をささげなければならぬ。これは年の月々を通じて、新月ごとにささぐべき燔祭である。
- 15 また常燔祭とその灌祭とのほかに、雄やぎ一頭を罪祭として主にささげなければならぬ。

## 民数記28

- 16 正月の十四日は主の過越の祭である。
- 17 またその月の十五日は祭日としなければならぬ。七日のあいだ種入れぬパンを食べなければならぬ。
- 18 その初めの日には聖会を開かなければならぬ。なんの労役をもしてはならぬ。
- 19 あなたがたは火祭として主に燔祭をささげなければならぬ。すなわち若い雄牛二頭、雄羊一頭、一歳の雄の小羊七頭をささげなければならぬ。これらはみな全きものでなければならぬ。
- 20 その素祭には油を混ぜた麦粉をささげなければならぬ。すなわち雄牛一頭につき麦粉一エパの十分の三、雄羊一頭につき十分の二をささげ、
- 21 また七頭の小羊にはその一頭ごとに十分の一をささげなければならぬ。
- 22 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげ、あなたがたのために罪のあがないをしなければならぬ。
- 23 あなたがたは朝にささげる常燔祭の燔祭のほかに、これをささげなければならぬ。
- 24 このようにあなたがたは七日のあいだ毎日、火祭の食物をささげて、主に香ばしいかおりとしなければならぬ。これは常燔祭とその灌祭とのほかにささぐべきものである。
- 25 そして第七日に、あなたがたは聖会を開かなければならぬ。なんの労役をもしてはならぬ。

## 民数記28

- 26 あなたがたは七週の祭、すなわち新しい素祭を主にささげる初穂の日にも聖会を開かなければならぬ。なんの労役をもしてはならぬ。
- 27 あなたがたは燔祭をささげて、主に香ばしいかおりとしなければならぬ。すなわち若い雄牛二頭、雄羊一頭、一歳の雄の小羊七頭をささげなければならぬ。
- 28 その素祭には油を混ぜた麦粉をささげなければならぬ。すなわち雄牛一頭につき一エパの十分の三、雄羊一頭につき十分の二をささげ、
- 29 また七頭の小羊には一頭ごとに十分の一をささげなければならぬ。
- 30 また雄やぎ一頭をささげてあなたがたのために罪のあがないをしなければならぬ。
- 31 あなたがたは常燔祭とその素祭とその灌祭とのほかに、これらをささげなければならぬ。これらはみな、全きものでなければならぬ。



### 民数記 29

1 七月には、その月の第一日に聖会を開かなければならない。なんの労役をもしてはならない。これはあなたがたがラッパを吹く日である。

2 あなたがたは燔祭をささげて、主に香ばしいかおりとしなければならぬ。すなわち若い雄牛一頭、雄羊一頭、一歳の雄の全き小羊七頭をささげなければならない。

3 その素祭には油を混ぜた麦粉をささげなければならない。すなわち雄牛一頭について一エパの十分の三、雄羊一頭について十分の二をささげ、

4 また七頭の小羊には一頭ごとに十分の一をささげなければならない。

5 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげ、あなたがたのため罪のあがないをしなければならない。

6 これは新月の燔祭とその素祭、常燔祭とその素祭、および灌祭のほかのものであって、これらのものの定めにしたがう、香ばしいかおりとして、主に火祭としなければならない。

### 民数記 29

7 またその七月の十日に聖会を開き、かつあなたがたの身を悩まさなければならぬ。なんの仕事もしてはならない。

8 あなたがたは主に燔祭をささげて、香ばしいかおりとしなければならない。すなわち若い雄牛一頭、雄羊一頭、一歳の雄の小羊七頭をささげなければならない。

9 これらはみな全きものでなければならない。

10 その素祭には油を混ぜた麦粉をささげなければならない。すなわち雄牛一頭につき一エパの十分の三、雄羊一頭につき十分の二をささげ、

11 また七頭の小羊には一頭ごとに十分の一をささげなければならない。

12 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげなければならない。

13 これらは贖罪の罪祭と常燔祭とその素祭、および灌祭のほかのものである。

### 民数記 29

12 七月の十五日に聖会を開かなければならない。なんの労役もしてはならない。七日のあいだ主のために祭をしなければならない。

13 あなたがたは燔祭をささげて、主に香ばしいかおりの火祭としなければならない。すなわち若い雄牛十三頭、雄羊二頭、一歳の雄の小羊十四頭をささげなければならない。これらはみな全きものでなければならない。

14 その素祭には油を混ぜた麦粉をささげなければならない。すなわち十三頭の雄牛には一頭ごとに十分の三、その二頭の雄羊には一頭ごとに十分の二をささげ、

15 その十四頭の小羊には一頭ごとに十分の一をささげなければならない。

16 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

17 第二日には若い雄牛十二頭、雄羊二頭、一歳の雄の全き小羊十四頭をささげなければならない。

18 その雄牛と雄羊と小羊のための素祭と灌祭とはその数にしたがって、定めのようにささげなければならない。

い。

19 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

20 第三日には雄牛十一頭、雄羊二頭、一歳の雄の全き小羊十四頭をささげなければならない。

21 その雄牛と雄羊と小羊のための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

22 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

23 第四日には雄牛十頭、雄羊二頭、一歳の雄の全き小羊十四頭をささげなければならない。

24 その雄牛と雄羊と小羊のための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

25 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

26 第五日には雄牛九頭、雄羊二頭、一歳の雄の全き小羊十四頭をささげなければならない。

27 その雄牛と雄羊と小羊のための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

28 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

29 第六日には雄牛八頭、雄羊二頭、一歳の雄の全き小羊十四頭をささげなければならない。

30 その雄牛と雄羊と小羊のための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

31 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

32 第七日には雄牛七頭、雄羊二頭、一歳の雄の全き小羊十四頭をささげなければならない。

33 その雄牛と雄羊と小羊のための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

34 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

35 第八日にはまた集会を開かなければならない。なんの労役をもしてはならない。

36 あなたがたは燔祭をささげて主に香ばしいかおりの火祭としなければならない。すなわち雄牛一頭、雄羊一頭、一歳の雄の全き小羊七頭をささげなければならない。

37 その雄牛と雄羊と小羊のための素祭と灌祭とは、その数にしたがって定めのようにささげなければならない。

38 また雄やぎ一頭を罪祭としてささげなければならない。これらは常燔祭とその素祭および灌祭のほかのものである。

39 あなたがたは定め祭の時に、これらのものを主にささげなければならない。これらはあなたがたの誓願、または自発の供え物としてささげる燔祭、素祭、灌祭および酬恩祭のほかのものである。」





## 申命記 16

- 1 あなたはアビブの月を守って、あなたの神、主のために過越の祭を行わなければならない。アビブの月に、あなたの神、主が夜の間にあなたをエジプトから導き出されたからである。
- 2 主がその名を置くために選ばれる場所で、羊または牛をあなたの神、主に過越の犠牲としてほふらなければならない。
- 3 種を入れたパンをそれと共に食べてはならない。七日のあいだ、種入れぬパンすなわち悩みのパンを、それと共に食べなければならない。あなたがエジプトの国から出るとき、急いで出たからである。こうして世に生きながらえる日の間、エジプトの国から出てきた日を常に覚えなければならない。
- 4 その七日の間は、国の内どこにもパン種があつてはならない。また初めの日の夕暮にほふるものの肉を、翌朝まで残しておいてはならない。
- 5 あなたの神、主が賜わる町の内で、過越の犠牲をほふつてはならない。
- 6 ただあなたの神、主がその名を置くために選ばれる場所で、夕暮の日の入るころ、あなたがエジプトから出た時刻に、過越の犠牲をほふらなければならない。
- 7 そうしてあなたの神、主が選ばれる場所で、それを焼いて食べ、朝になって天幕に帰らなければならない。
- 8 六日のあいだ種入れぬパンを食べ、七日目にあなたの神、主のために聖会を開かなければならない。なんの仕事もしてはならない。

## 申命記 16

- 9 また七週間を数えなければならない。すなわち穀物に、かまを入れ始める時から七週間を数え始めなければならない。
- 10 そうしてあなたの神、主のために七週の祭を行い、あなたの神、主が賜わる祝福にしたがつて、力に応じ、自発の供え物をささげなければならない。
- 11 こうしてあなたはむすこ、娘、しもべ、はしためおよび町の内におけるレビびと、ならびにあなたがたのうちにおる寄留の他国人と孤児と寡婦と共に、あなたの神、主がその名を置くために選ばれる場所で、あなたの神、主の前に喜び樂しまなければならない。
- 12 あなたはかつてエジプトで奴隸であつたことを覚え、これらの定めを守り行わなければならない。

## 申命記 16

- 13 打ち場と、酒ぶねから取入れをしたとき、七日のあいだ仮庵の祭を行わなければならない。
- 14 その祭の時には、あなたはむすこ、娘、しもべ、はしためおよび町の内におけるレビびと、寄留の他国人、孤児、寡婦と共に喜び樂しまなければならない。
- 15 主が選ばれる場所で七日の間、あなたの神、主のために祭を行わなければならない。あなたの神、主はすべての産物と、手のすべてのわざとにおいて、あなたを祝福されるから、あなたは大きい喜び樂しまなければならない。
- 16 あなたのうちの男子は皆あなたの神、主が選ばれる場所で、年に三度、すなわち種入れぬパンの祭と、七週の祭と、仮庵の祭に、主の前に出なければならない。ただし、から手で主の前に出てはならない。
- 17 あなたの神、主が賜わる祝福にしたがい、おのおの力に応じて、ささげ物をしなければならない。

## 申命記 31

- 10 そうしてモーセは彼らに命じて言った、「七年の終りごとに、すなわち、ゆるしの年の定めの際になり、かりにおの祭に、
- 11 イスラエルのすべての人があなたの神、主の前に出るため、主の選ばれる場所に来るとき、あなたはイスラエルのすべての人の前でこの律法を読んで聞かせなければならない。
- 12 すなわち男、女、子供およびあなたの町のうちに寄留している他国人など民を集め、彼らにこれを聞かせ、かつ学ばせなければならない。そうすれば彼らはあなたがたの神、主を恐れてこの律法の言葉を、ことごとく守り行うであろう。
- 13 また彼らの子供たちでこれを知らない者も聞いて、あなたがたの神、主を恐れることを学ぶであろう。あなたがたがヨルダンを渡って行って取る地にながらえる日のあいだ常にそうしなければならぬ」。

